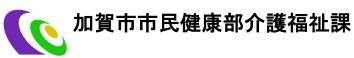
資料3

3. 保険者機能強化推進交付金について



令和3年7月1日

1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

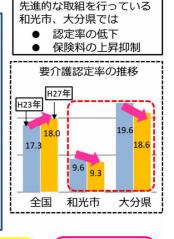
見直し内容 ~ 保険者機能の抜本強化 ~

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を 維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自 立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
 - ① データに基づく課題分析と対応(取組内容・目標の介護保険事業(支援)計画への記載)
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与

を法律により制度化。

※主な法律事項

- ・介護保険事業(支援)計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業(支援)計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業(支援)計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備



データに 基づく 地域課題 の分析

取組内容• 目標の計画へ の記載

保険者機能の発揮・向上(取組内容)

- ・リハビリ職等と連携して効果的な介護予 防を実施
- ・保険者が、多職種が参加する地域ケア 会議を活用しケアマネジメントを支援 等

都道府県が研修等を通じて市町村を支援

適切な指標に よる実績評価

要介護状態 の維持・改善 度合い

地域ケア会 議の開催状況 インセンティブ

- ・ 結果の公表
- 財政的インセン ティブ付与

分析支援

国による

※ インセンティブ=動機付け、見返り、あるいは報償(金)の意味(英語)

国資料「平成29年介護保険法改正」より

令和2年度保険者機能強化推進交付金の評価結果・交付額

【評価点数】 1, 212点(満点1, 575点)

【県内順位】3/19保険者

【県内平均】928点 【全国平均】841点

【県内最高】 1, 235点

【交付額】 16. 186千円

予算総額(190億円程度) × 当該市町村の評価点数×当該市町村の第1号被保険者数

(各市町村の評価点数×各市町村の第1号被保険者数) の総和

【交付金の使途】

- ○地域支援事業の一般介護予防事業に充当し、自立支援・重度化 防止に活用
 - ※一般介護予防事業の主な事業
 - ・地域型元気はつらつ塾・・地域おたっしゃサークル・かがやき予防塾
 - 介護予防教室・介護支援ボランティアポイント制度 など

令和2年度介護保険保険者努力支援交付金の評価結果・交付額

【評価点数】 596点(満点870点)

【県内順位】3/19保険者

【県内平均】474点 【全国平均】430点

【県内最高】681点

【交付額】 15, 982千円

= 予算総額(190億円程度) × 当該市町村の評価点数×当該市町村の第1号被保険者数 (各市町村の評価点数×各市町村の第1号被保険者数)の総和

【交付金の使途】

- 〇地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業に充当し、自 立支援・重度化防止に活用
 - ※介護予防・生活支援サービス事業の主な事業
 - ・通所型サービス ・訪問型サービス ・家事支援サービス など

令和2年度の評価結果

(得点/満点)

	評価指標	項目数	合計点	うち 加賀市 採点分	うち国 採点分
IF	PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	6項目	140点/140	140点/140	_
II E	自立支援、重度化防止等に資する施策の推進				
	(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等	5項目	57点/80	57点/80	_
	(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議	9項目	135点/195	105点/155	30点/40
	(3) 地域包括支援センター	6項目	90点/90	90点/90	_
	(4) 認知症総合支援	6項目	150点/175	150点/175	_
	(5) 介護予防/日常生活支援	17項目	331点/450	230点/325	101点/125
	(6) 生活支援体制の整備	4項目	52点/85	52点/65	0点/20
	(7) 要介護状態の維持・改善の状況等	5項目	55点/120	55点/120	_
Ш 1	介護保険運営の安定化に資する施策の推進				
	(1) 介護給付の適正化等	9項目	95点/120	95点/120	_
	(2) 介護人材の確保	9項目	107点/120	107点/120	_
	合計評価点数	76項目	1, 212点 /1, 575	1, 081点 /1, 390	131点/185

※ 国採点分は、評価項目について全国順位の上位〇%以内は〇点などと評価される項目の点数。

項目	指 標	得点/配点	備考
II (1)①	保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、 保険者独自の取組を行っているか ア 地域密着型サービスの指定基準を定める条例に保険者 独自の内容を盛り込んでいる	0点/4点	
II (1)(1)	保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、 保険者独自の取組を行っているか イ 地域密着型サービスの公募指定を活用している	0点/4点	
II (1)③	地域支援事業における介護相談員派遣等事業を実施しているか	0点/15点	
II (2)②	地域包括支援センターの3職種(準ずる者を含む)一人当たり 高齢者数(圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員)の状況 が1,250人以下	0点/30点	一人当たり1,889人 (R2.4.1)
II (2)③	地域包括支援センターの体制充実による適切な包括的支援事業・介護予防ケアマネジメントの実施をしているか	0点/20点	
II (2)⑤	個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催件数割合はどの 程度か	15点/20点	上位1割:20点 上位3割:15点
II (2)⑥	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検 討件数割合はどの程度か	15点/20点	上位1割:20点 上位3割:15点

令和2年度 減点項目

項目	指 標	得点/配点	備考
II (4)(5)	地域における認知症高齢者支援に係る以下の取組を行っているか イ 認知症の人の見守りネットワークなどの体制の構築 a 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかか わる企画・立案・調整を行っている	15点/20点	各地区で認知症高齢者、一 人暮らし高齢者などの見守 りや災害時の対応について 話を行う見守り座談会を実 施している
II (4)⑥	認知症サポーターを活用した地域支援体制の構築が行えているか イ ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援 チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合っ た具体的な支援に繋げる仕組み(チームオレンジ等)の構築	20点/40点	介護予防サポーター養成講座にて、認知症サポーター 養成講座を実施した その後介護予防サポーター 養成講座にて地域で取り組 めることを各チームで企画 立案し、ボランティアを実施 した
II (5)①	関係機関との意見交換や都道府県等による継続的な支援等を踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス及びその他の生活支援サービスを推進するための課題を明らかにした上でそれに対応する方針を策定・公表するとともに、実現に向けた具体的な方策を設定・実施しているかア 多様なサービス及びその他の生活支援サービスを推進するための課題を明らかにした上でそれに対応する方針を策定・公表している	0点/20点	短期集中予防サービス、通 所サービスについては事業 者との意見交換会や研修 会を定期的に実施している 家事支援サービスについて は実施団体によるボラン ティアの集いを定期的に開 催し意見交換を行っている
II (5)③	通いの場(週1以上)への参加率	15点/20点	上位1割:20点 上位3割:15点

項目	指 標	得点/配点	備考
II (5)③	通いの場(週1以上)への参加率の変化率	5点/20点	上位1割:20点 上位3割:15点 上位5割:10点 上位8割:5点
II (5)③	月1回以上の通いの場への参加率	8点/10点	上位1割:10点 上位3割:8点
II (5)③	月1回以上の通いの場への参加率の変化率	3点/10点	上位1割:10点 上位3割:8点 上位5割:5点 上位8割:3点
II (5)11)	社会福祉法人・医療法人・NPO・民間サービス等と連携した介護予防の取組を実施しているかイ参加前後の心身・認知機能等のデータを管理・分析している	0点/10点	
II (5)11)	社会福祉法人・医療法人・NPO・民間サービス等と連携した介護予防の取組を実施しているか ウ 参加者の心身改善等の成果に応じて報酬を支払う成果 連動型の委託を実施している	0点/5点	
II (5)①	社会福祉法人・医療法人・NPO・民間サービス等と連携した介護予防の取組を実施しているか エ参加者の●%以上が心身・認知機能等を改善している ※ 多様な主体と成果連動型の委託契約を結び、介護予防 に資する事業を実施している場合のみ	0点/5点	

令和2年度 減点項目

項目	指 標	得点/配点	備考
II (5)(13)	経年的な分析が可能となるよう、通いの場の参加者の健康状態等をデータベース化しているか	0点/20点	
II (5)16	高齢者の社会参加を促すため個人へのインセンティブを付与しているか イ 高齢者のポイント事業参加率が当該地域の高齢者全体 の●割を超えているか	0点/10点	
II (5)16	高齢者の社会参加を促すため個人へのインセンティブを付与しているか ウ ポイント事業参加者の健康状態等のデータベース化を実施しているか	0点/10点	
II (5)16	高齢者の社会参加を促すため個人へのインセンティブを付与しているか エ ポイント事業参加者の●%以上が心身・認知機能等を維 持改善している	0点/10点	
II (6)①	生活支援コーディネーターを専従で配置しているか	0点/20点	
II (6)4	高齢者の住まいの確保・生活支援、移動に関する支援を実施 しているか イ 市町村において居住支援協議会を設置している	0点/5点	

項目	指標	得点/配点	備考
II (6)4	高齢者の住まいの確保・生活支援、移動に関する支援を実施 しているか ウ 介護予防・生活支援サービス事業による移動支援を実施 している	0点/8点	
II (7)①	一定期間における要介護認定者(1~2)の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか ア変化率	10点/20点	上位1割:20点 上位3割:15点 上位5割:10点
II (7)2	ー定期間における平均要介護度(1~2)の変化率の状況はどのようになっているか ア変化率	10点/20点	上位1割:20点 上位3割:15点 上位5割:10点
II (7)③	一定期間における要介護認定者(3~5)の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか イ変化率の差	10点/20点	上位1割:20点 上位3割:15点 上位5割:10点
II (7)4	一定期間における平均要介護度(3~5)の変化率の状況はどのようになっているか イ変化率の差	5点/20点	上位1割:20点 上位3割:15点 上位5割:10点 上位8割:5点
II (7)⑤	健康寿命延伸の実現状況(要介護2以上の年齢調整後認定率・認定率の変化率) ア 認定率	20点/40点	上位1割:40点 上位3割:30点 上位5割:20点

令和2年度 減点項目

項目	指 標	得点/配点	備考
II (1)⑤	福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているかア 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行うイ 福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがあるウ 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある	10点/15点	3つ:15点 2つ:12点 1つ:10点 アに該当
II (1)⑥	住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているかア 被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがあるイ 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある	10点/15点	2つ:15点 1つ:10点 イに該当
III(1)(8)	介護ワンストップサービスの対象手続を「ぴったりサービス」上で検索できるように登録している、または、各保険者の介護ワンストップサービスの対象手続を1以上「ぴったりサービス」上でオンライン申請対応しているか	0点/10点	

項目	指 標	得点/配点	備考
II (1)9	所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に 1回(16.6%)以上の割合で実地指導を実施しているか ア 実地指導の実施率(実施数÷対象事業所数)が33.3%(3 年に1回)以上	5点/10点	実施数10÷ 対象事業所数59 ≒16.9%
Ⅲ(2)⑧	高齢者の就労的活動への参加者の伸び率が●ポイント以上向 上	0点/10点	
Ⅲ(2)⑨	文書量削減に係る取組を行っているか イ「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」を踏ま えて改訂された指定申請に関する様式例に該当する帳票に ついて、Excellに統一した様式の活用	0点/3点	

別添

2019年度保険者機能強化推進交付金の方向性について

1. 方向性

- 本年度から新たに創設された本交付金は、保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する様々な取組の達成状況に関する評価指標を設定した上で国が交付するものであるが、各地方自治体においても、本交付金の交付事務を通じて自己評価を行うことにより、取組状況が把握されたところである。
- 一方で、本年度は初回であったこともあり、内示時期が遅くなったため、都道府県、市町村において保険者機能強化推進交付金を活用した事業を実施しづらかったことから、2019年度は内示時期を早める必要がある。
- そのために、2019年度の評価指標を早急に発出するので、自治体における自己評価についても極力速やかに実施していただくよう、ご協力をお願いしたい。
- また、評価指標については、事業スタート間もないことを踏まえ、第7期計画期間内での抜本的見直しは行わず、 最低限の見直しとすることとする。

2. 指標見直しの主な内容

- 計画策定に係る指標について、PDCAとして2年目に実施すべき項目に変更
- アウトカム指標の配点の拡充、精緻化 など

3. スケジュール



2020 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標

(市町村分)

П

□ PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

■ 配点	
配点 報告構式への記載事項・提出資料(予定) ● 一人当たり給付費(獲用額)(年齢等調整済み)、在セサービス た分析の結果を記載 ア 20点 一人当たり給付費(獲用額)(年齢等調整済み)、在セサービス たむ分析の結果を記載 イ 15点 の分析を中でしてのパランスをの他の子ータ等に基金の分析等を定しているとの地の子の数値との比較や経年変化 ①分析で用した一人等を記載の存職の記載を変化(具体名)の分析等、分析を行っているものが対象 イ 15点 の分析を対象とし、単足総定の特徴を変化 ①分析の設定を定して、の場によるのが対象 エ 5点 の保険者として取組だべき課題の考察に至ってい ①子の要因を記載しているものが対象とし、単に設定者象。 ④子の要因を記載している場合にはこれでは、上記について、既存の資料(書議会資料等を表しまする。 ア 20点 の提供機体を建設しているにとどまる場合 ○大型はのは関係者ととしているにとどまる場合の方域を記載を持ているのは関係等のの表別を記載を持ている。 ●本のを対象とし、単に設定者象。 ●本のを対象とし、単に設定者を表しているは、上記に加えて、押しのする対象とし、単に設定者を表しているにとどまる場合には変したいまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	
■	
该 等。以 化等等 经 医 量 等 经	複数選択可
指標 地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。 ア 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。 その上で、PP による周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている。 イ 地域包括ケア「見える化」システムは活用して、他の保険者と共通理解を持つ取組を行っている。 ウ 地域包括ケア「見える化」システムは活用して、他の保険者と共通理解を持つ取組を行っている。 ウ 地域包括ケア「見える化」システムは活用して、他の保険者と共通理解を持つ取組を行っている。 エ 地域包括ケア「見える化」システムは活用して、他の保険者とは範ロ右ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者とは可容を指揮している。 国 2 と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握していないが、代替手段(独自システム等)により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。 図 2 を指揮している。 図 3 を把握している。 図 4 を対している。 3 7 定期的にモニタリング・考察を行うとともに、その結果を運営協議会等で公表している。 イ 在生介護学防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しているイイ 在宅介護実態調査を実施している。 イ 在宅介護実態調査を実施している。 イ 在宅介護実態調査を実施している。 フ 7 が以の介護保険法第 117 条第5項に規定する被保険者の心身の状況、置かれている環境その他の事情等を把握するた	めの調査を実施している

自一支援・運程が出来るので、実験を把握して進步響型の		
自立変報、重要化防止等で減する格質についての目標が2018年	推支(保険力交をす下じ進援介険者支付指。同。進援介険考支付指。同。・ 護保努援金 以 〔	期 期
自立支援、重度化防止等に貸する施策についての目標及び目標 を実現するための重点施策について、実績を把握して進歩管理の	野 (見込) (計価 (2020 年 が対象	7 期計画又はその他の72019 年度の適正化に係る盛り込んでいるものが対理 年度又は 2020 年度の取組が対象
自立支援、重度化防止等に資する施策について、実績を把握して進移管理の 本実現するための重点施策について、実績を把握して進移管理の 上、目標が未達成であった場合の具体的な改善策や目標の見直し 等の取組を実施しているか。 当該地域の介護保険事業の特徴を他の地域と比較して分析の ア 方策を策定していない。 ア 方策を策定しているい。 イ 方策を策定しているか。 ア 方策を策定しているか。 ア 方策を策定しているか。 ア 方策を策定しているか。 ア 方策を策定しているい。 ア 方策を策定しているい。 ア 有機を定期的に入手しているか。 ア 有機を定期的に入手しているか。 ア 有機を定期的に入手しているか。 ア 有機を定期的に入手しているか。 ア 有機を定期的に入手しているか。 ア 有機を定期的に入手しているか。 ア 有機を定期的に入手している。 ア 有機を定期的に入手している。 ア 有機を定期的に入手している。 ア 有機を定期的に入手しているか。 ア 有機を定期的に入手している。 ア 有機を定期的に入手している。 ア 有機を定期的に入手している。 ア 有機を定期的に入手している。 ア 有機を定期的に入手しているか。 ア 有機を定期的に入手している。 ア 有機を定期的に入手している。 ア 有 について、都道所限と連携し下町村介護保険事業計画の策定等に イ も宅型有料を人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等		
自立支援、重度化防止等に資する施策についての目標及び目標を実現するための重点施策について、実績を把握して進捗管理の上、目標が未達成であった場合の具体的な改善策や目標の見直し等の取組を実施しているか。 ア 方策を策定していない。 イ 方策を策定していない。 イ 方策を策定していない。 「管内の住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等について、都道府県と連携し市町村介護保険事業計画の策定等に必要な情報を把握しているか。 ア 情報を定期的に入手している。 ア 情報を把握しているか。 ア 情報を把握しているか。 ア 情報を把握しているか。	第7期計画から必須記載事項となった自援、重度化防止、介護給付の適正化に関する及びその目標について、2019 年度における実況を把握し、進捗状況として未達成の場合に善策や理由の提示・目標の見直し等を行うこ評価、何らかの方法により公表されているもの象とする「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手受勢照	期 居定 に着さ
を上等 エ ア 「	40 点	アマイオス5点 イ 40 点 ア又はイのいず れかを選択 ア 10 点 イ 5 点 複数選択可
<u>a</u> <u>w</u> <u>o</u>	を上等	当該地域の介護保険事業の特徴を他の地域と比較して分上、介護給付の適正化の方策を策定し、実施しているか。 イ 方策を策定し実施している。 管内の住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住について、都道府県と連携し市町村介護保険事業計画の策定必要な情報を把握しているか。 ア 情報を定期的に入手している イ 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の実態等の把握に必要な分析を行うための都道府県との意見の実施
	4	(i) (ii) (iii) (ii

I 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 (1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等

交付金 区分	粗	期	推
時点	2019 年度又は 2020 年度の (予定) 取組・実施内容が対象 ア 2020 年度の評価時点まで の任意の時点において条例が 整備されている イ 2020 年度の評価時点まで の任意の時点において募を 実施している ウ 2020 年度の評価時点まで の任意の時点において説明会 等を実施している エ 2020 年度の評価時点まで の任意の時点において説明会 等を実施している エ 2020 年度の評価時点まで の任意の時点において説明会 等を実施している エ 2020 年度の評価時点まで の任意の時点において説明会	2019年度又は 2020年度 (予定) の取組が対象	2019 年度又は 2020 年度 (予定) の取組が対象
報告様式への記載事項・提出資料(予定)	具体的な取組内容を簡潔に記載(イを除く)	○ 保険者のケアマネジメントに関する基本方針を 伝えるためのガイドライン又は文書を提出 ○ アについては、介護支援専門員や事業者等に文 書でどのように周知したか及び実施日を簡単に記載 載 本方針を伝えているかを簡単に記載 本方針を伝えているかを簡単に記載	介護相談員の人数、訪問事業所等の種別・数量、訪問周期や具体的な活動内容等を簡潔に記載
	 ○ 当該指標は、保険者に指定権限がある地域密着型サービスについて、地域に必要なサービスが確保されるための取組を行っているかどうかを評価するもの ○ アの項目については、「暴力団排除条項」等は一般的に多くの保険者の基準に盛り込まれており、こうした「独自性」とはいえないものはここでは対象としない ○ イの公募指定については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護に取る ○ エには、そもそも地域密着型サービスが十分整備されており、これ以上の基盤整備が不要である場合も含むこととする ○ 「そもそも地域密着型サービスが充分整備されておりこれ以上の基盤整備が不要である場合も含むこととする ○ 「そもそも地域密着型サービスが充分整備されており、これ以上の基盤整備が不要である場合しておりこれ以上の基盤整備が不要である場合したでおりこれ以上の基盤整備が不要である場合したである場合には、どのような状況から不要であるのかを簡単に記載すること 	 ○ 自立支援、重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、市町村として基本的な方針を介護支援専門員と共有していることが対象 ○ アについては、都道府県が策定したガイドラインや文書を利用している場合を含むいては、居宅介護支援のみならず、介護予防支援、第1号介護予防支援を含む、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針については、居宅介護支援を含む、ケアマネジメント全般を対象とする ○ 基本方針とは、例えば、居宅介護支援で言えば・運営基準省令第1条の2(基本方針)や・運営基準省令第1条の2(基本方針)や・運営基準省令第1条の2(基本方針)を対象とする ○ 基本方針とは、例えば、居宅介護支援で言えば・運営基準省令第1条の2(基本方針)をいるが表えがに加えて、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの提供を目的として管内で統一して活用するツールがある場合にはその内容や活用方法、特定事業所加算取得の重要性等を盛り込んだ内容を想定している 	介護相談員が担当する事業所等を概ね1~2週間に1回程度訪問し、介護サービスの利用者と事業者との間の橋渡し役となって、利用者の疑問や不満、心配事等に対応しサービス改善の途を探るための具体的な活動内容があるものが対象
配点	ケータ T 数 クート を 数 は は 説 に 出	ア 20 点 イ 10 点 ア又はイのい ずわかを選択	15 点
	保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、 保険者独自の取組を行っているか。 ア 地域密着型サービスの指定基準を定める条例に保険者独自の 内容を盛り込んでいる イ 地域密着型サービスの公募指定を活用している ウ 参入を検討する事業者への説明や働きかけを実施している (説明会の開催、個別の働きかけ等) エ 市町村協議制の活用等、必要な地域密着型サービスを確保す るための上記以外の取組を行っている	保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、 介護支援専門員に対して伝えているか。 ア 保険者のケアマネジメントに関する基本方針を事業者連絡会議、研修又は集団指導等において周知している イ 保険者のケアマネジメントに関する基本方針をその他の方法で介護支援専門員に対して伝えている	地域支援事業における介護相談員派遣等事業を実施しているか
	Θ	⊗	<u>6</u>

į	度(予 推進
2019 年度の取組が対象	2019 年度又は 2020 年度 (予定) の取組が対象
○ 周知日・周知方法を記載○ 作成した報告方法を提出○ 具体的な取組内容を簡潔に記載	○ 訓練を実施した日を記載 ○ 具体的な訓練内容を簡潔に記載
〇報告方法には、 ・報告すべき事故 のほか、 ・報告先、事故発生から報告までの期限、事故 への対応、再発防止に向けた対応 等、事業所 へ好事例等を周知(フィードバック)できる ような項目を含めること。	少なくとも年に 1 回は実施していること。
ア 5点 イ 15点 複数選択可	10 点
管内の介護事業所に対し、事故報告に関する支援を行っているか。 ア サービス提供により事故が発生した場合に、速やかに事故報告を受けるための報告方法等を策定し、全介護事業所に周知しているか。 イ 定期的に管内の介護事業所に対し、事故報告に関する好事例の紹介や事故の分析等の周知等を行うなど事故報告に関する好事するフィードバックを行っているか。	危機管理部局及び関係機関と連携し、管内の介護事業所と定期的に災害に関する必要な訓練を行っているか。
(4)	©

交付金 区分	類	推 選 ·	推 聚 通 ·
時点	2019 年度又は 2020 年度 (予 達) における状況が対象	2020年4月1日時点における 部置状況が対象	2020年4月1日時点における 習慣状況が対象
報告様式への記載事項・提出資料(予定)	基本方針を提出	市町村内の地域包括支援センターの平均値を提出	受託法人に示している委託契約書、委託方針等(複数のセンターについて同一の契約書を用いている市町村の場合は、提出資料は1か所のみで可。また、当該箇所の抜粋のみで可)を提出。直営の場合は、組織規則等(該当部分の抜粋で可)を提出
留 意 点	基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール (興味・関心チェックシート等)及び多職種の視点(地域ケア会議等)の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う	 ○ 適切な包括的支援事業(総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に限る)の実施に向けた地域包括支援センター体制について3職種一人当たり高齢者数で評価を行う ○ 市町村内に地域包括支援センターが複数ある場合には、平均値により判定 ○ 3職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする ○ 直営と委託により条件が異なることを踏まえた対応について今後検討する 	 ○ 包括的支援業務(総合相談支援業務、権利擁護業務、 (総合相談支援業務、 (権利権護業務、 (を相談支援業務、 (を相談を)、 (小護予防ケアマネジメント (小護予防支援を) () 又はそれに関わる事務に専従する職員を増配している場合に評価 () 一般介護予防事業、 (任意事業、社会保障充実分事業 () 地域ケア会議を除く) は含まない () 、
配点	30 点	ア 30 点 イ 15 点 ア又はイのい ずれかを選択	ア 20 点 イ 10 点 ア又はイのい ずれかを選択
指標	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、地域包括支援センターに周知しているか。	地域包括支援センターの体制充実(※)による適切な包括的支援 事業を実施しているか。 ※ 地域包括支援センターの3 職種(準ずる者を含む)一人当たり 高齢者数(圏域内の第1号被保険者数/センター人員)の状況に より評価) ア 1,250人以下 イ 1,500人以下 ※ 小規模の担当圏域における地域包括支援センターについては 配置基準が異なるため以下の指標を満たした場合アを選択する こととする。 担当圏域における第1号被保険者の数が概ね 2,000人以上3,000人未満:1,250人以下 第1号被保険者の数が概ね 1,000人以上2,000人未満:750人以下 第1号 44保险者の数が概ね	地域包括支援センターの体制充実(※)による適切な包括的支援事業・介護予防ケアマネジメントの実施をしているか。 ※ 地域包括支援センターの3職種(準ずる者を含む)の配置を満たしていることに加え、その他専門職や事務職の配置状況アームの地域包括支援センターに配置 イ 半数以上の地域包括支援センターに配置
			1 ML X D Z

		l	<u> </u>
#	推 摄 .	推 選 ·	剰
2019 年度又は 2020 年度(予定)の取組が対象	2019 年4月から 12 月末までに開催された回数	2019年4月から2019年12月 末までに開催された地域ケア会 議において検討された個別事例 が対象	2019 年度又は 2020 年度 (予定) の取組が対象
○ 事前準備の内容について簡潔に記載(実際に用いた様式・メモ等により代用することも可)○ 準備のために記録した様式等を提出する場合は全ての事例ではなく1事例で可	実際の数値を提出	実際の数値を提出	提言・対応の概要を一つ簡潔に記載
 ○ 事前準備の内容・方法については、市町村と地域包括支援センターが協議の上共有されていることが必要 ○ 事前準備は、以下の内容が考えられる・事例提供者との事前打ち合わせ・事例の課題や会議で検討すべき論点の整理・課題解決に向けた議論に必要な参加者の選定や調整 ○ 全ての会議で実施している場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う 	 ○ 「地域ケア個別会議の開催件数」は、2019年4月から12月末までに開催された延べ回数とする数とする ○ 「受給者数」は、サービス種別や要介護度を問わず、給付を受けている者とする ○ 「受給者数」は、サービス種別や要介護度を問わず、給付を受けている者とする ○ 「受給者数」は、介護保険事業状況報告(月報)の①から⑪までのサービス受給者数(2019年12月サービス分)の合計を用いる・第3-2-1表①特定施設入居者生活介護、②介護予防支援・居宅介護支援・第4-2-1表 ③小規模多機能型居宅介護、 ④認知症対応型共同生活介護、 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護、 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護、 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護、 ⑥地域密着型特定施設人保健と活力。 ⑤地域密着型特定施設人福祉施設人所者生活介護 ⑦物域老人福祉施設(特養)、⑨介護老人保健施設、 ●介護養型医療施設、⑪介護医療院 ⑩介護療養型医療施設、⑪介護医療院 	○ 「個別事例の検討件数」は、2019年4月から12 月末までに開催された地域ケア会議において検討された個別事例の延べ件数とする○ 「受給者数」については、⑤参照	○ イにおいて対応する「提言」は過年度のものでも可とする。 ○ 「対応」のレベルは具体的なサービス等の創出のほか、関係者間において具体的な協議を始めたものをかたものを含む
15 点	ア 20 点 イ 15 点 ウ 10 点 エ 5 点 ア~エのいず れがに該当す れば得点	ア 20 点 イ 15 点 ウ 10 点 エ 5 点 ア~エのいず れかに該当す れば得点	ア 25 点 イ 15 点 複数選択可
個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催にあたり、会議の目的に照らして対象事例や参加者を選定し、対象事例の抱える課題や会議における論点を整理するなどの事前準備を行っているか。	個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催件数割合はどの程度か。(地域ケア個別会議の開催件数/受給者数) ア 全保険者の上位1割 イ 全保険者の上位2割 ウ 全保険者の上位8割 エ 全保険者の上位8割	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討 件数割合はどの程度か。(個別事例の検討件数/受給者数) ア 全保険者の上位1割 イ 全保険者の上位3割 ウ 全保険者の上位5割 エ 全保険者の上位8割	地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかに し、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。 ア 地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らか にし、これを解決するための政策を市町村に提言している イ 市町村が地域ケア会議から提言された内容に対応している
4	(i)	©	<u>©</u>

					推進·支		
2019 年度又は 2020 年度(予 推 定) における状況が対象					2019 年度又は 2020 年度 (予 推	定)の取組が対象 援	
実際の対応状況を報告					実際の取組状況を報告		
O 全ての地域包括支援センターで実施している場 合に指標の内容を満たしているものとして取り扱	う 〇 窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも指	標の内容を満たしているものとし、例えば、携帯	電話等へ電話転送を行っている場合についても、	指標の内容を満たしているものとして取り扱う	1か所でも実施していれば可		
	各5点	複数選択可				10 点	
地域包括支援センターが夜間・早朝又は平日以外の窓口(連絡 先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知	しているか。	ア 夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置・周知	イ 平日以外の窓口(連絡先)の設置・周知		地域包括支援センターが、社会保険労務士や都道府県労働局、公	共職業安定所、民間企業等と連携(相談会や研修会への協力等)するためな業難時にいつけた助組を実施しているか	のなって、政府を受している。これが自己入がのつ、のなっている。
	<u></u>					<u>6</u>	

(3) 在宅医療·介護連携

交付金 区分	型	期	押
蓝	2019 年度の取組が対象	2019 年度の取組が対象	2019 年度の取組が対象
報告様式への記載事項・提出資料(予定)	 ○ 会議の構成員について医療と介護の関係者がわかるように記載すること 例えば、都市区等医師会、〇〇病院・〇〇診療所 医師、ケアマネ協会等 ○ 具体化された対応策を一つ簡潔に記載 ○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載 ○ 実施した日を記載 	○ 具体的な実行内容及び改善内容を一つ簡潔に記載 ○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡 潔に記載 ○ 実施した日を記載	○ 具体的な取組を一つ簡潔に記載○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載○ 実施した日を記載
田 神 正	 ○ 対応策の具体化については、例えば以下の内容が考えられる市町村が、(ア)の事業項目で得たデータ等を鑑みつつ、将来の見込み等地域の医療・介護関係者とともに地域の連携に関する課題を抽出し、対応策案を検討する。その結果、例えば、・情報共有のルールの策定について、媒体、方法、進め方のスケジュール等が決定し、策定に向けた取組が開始された・切れ目のない在宅医療・在宅介護の体制構築に向けて、都市区等医師会等関係団体と主治医・副主治医の導入に係る具体的な話し合いの場を設けることに繋がった・多職種研修の内容について、地域課題を基にテーマを決定し、スケジュール等を確定した等 ・多職種研修の内容について、地域課題を基にテーマを決定し、スケジュール等を確定した等 ・ 多職種研修の内容について、地域課題を基にしている場合も対象について、地域課題を基にしている場合も対象 ○ 対応策の具体化が 2019 年度であること(分析の年度を問うていない) ○ 対応策の具体化が 2019 年度であること(分析の年度を問うていない) ○ がは、市町村においては、都道府県に適宜、データの提供依頼等を行うことが重要である 	○ 具体的な実行については、例えば以下の内容が 考えられる ・ 主治医・副主治医制 ・ 在宅療養中の患者・利用者についての救急時 診療医療機関の確保 ・ かかりつけ医と訪問看護の連携体制の構築 (これらの他、「在宅医療・介護連携推進事業の 手引き ver2」を参照) ○ 都道府県が行っている事業との連携により実施 している場合も対象	○ 具体的な取組については、例えば以下の内容が 考えられる ・ 地域の医療・介護関係者が既に活用している 情報共有のツールを収集し、活用状況等を確認 し、新たに情報共有ツールを作成する、既存の ツールの改善を図る等の意思決定をした ・ ワーキンググループを設置し、情報共有ツー ルの媒体、情報共有の媒体や様式、使用方法、普 及方法等について検討した ・ 郡市区等医師会等関係団体と協力し、関係者 向けの情報共有ツールの活用に係る研修会を開 催した (これらの他、「在宅医療・介護連携推進事業の 手引きver2」を参照) 〇 都道府県が行っている事業との連携により実施 している場合も対象
型点	ア 15点 イ 10点 ア又はイのい ずれかを選択	ア 15点 イ 10点 ア又はイのいず れかを選択	5 点
指標	地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所 持するデータのほか、都道府県等や郡市区等医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、在宅医療・介護連携に関する課題 を検討し、対応策が具体化されているか。 ア 市町村が所持するデータに加え、都道府県等や郡市区等医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、課題を検討し、対応策を具体化している イ 市町村が所持するデータを活用して課題を検討し、対応策を具体化している 具体化している	医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅 介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要に応じて、都 道府県等からの支援を受けつつ、(3)①での検討内容を考慮して、 必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行すると ともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。 ア 実施状況の検証を行ったうえで取組の改善を行っている イ 実施状況の検証を行ったいる	医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。
	Θ	0	(e)

2019 年度の取組が対象 2019 年度 2019 年 201	2019 年度の取組か対象	2019 年度の取組が対象
2019年		2019
○ 報告日時及び会議名を記載○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡潔に記載○ 実施した日を記載○ 開催日及び名称を記載	開催日及い名称を事業名、研修会等潔に記載 実に記載 実施した日を記載	○ 具体的な実行内容を一つ簡潔に記載 ○ 事業名、研修会等の名称のみならず、内容を簡 潔に記載 ○ 実施した日を記載
 ○ 郡市区等医師会等関係団体との会議等への報告については、在宅医療・介護連携推進事業における(イ)の事業項目で開催される会議等を活用している場合も対象 ○ 相談が無い場合にはその旨及び理由等を報告している場合も対象 ○ 都道府県が行っている事業との連携により実施している場合も対象 ○ 本通の研修とは、グループワークを活用したの参加型の研修とは、グループワークを活用した 	参加型の研修とは、 研修や多職種連携を要 いったものをいう 都道府県主催や医師 保険者が把握し、主体 する	都道府県主催や医師会主催のもの等であっても保険者が把握し、主体的に関わっていれば対象とする
15 点	15 点	15 点
地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、郡市区等医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。 (4) 医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事	医療・介護関係の多職種か合同で参加するクループリークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催又は開催支援し(5) ているか。	関係市町村や郡市区等医師会等関係団体、都道府県等と連携し、 退院支援ルール等、広域的な医療介護連携に関する取組を企画・立 ⑥ 案し、実行しているか。

排
小
计称
契和床
_

_	(4) 認知從認己又拔					
	4 本	品点	田商品	報告様式への記載事項・提出資料(予定)	塩	以 区 公
Θ	市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等に おいて、認知症施策の取組 (「介護保険事業に係る保険給付の円滑 な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の1の(二)に掲 げる取組)について、各年度における具体的な計画(事業内容、実 施(配置)予定数、受講予定人数等)を定め、毎年度その進捗状況 について評価しているか。 ア 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価にあたり、認知症当 事者(認知症の人やその家族)の意見を聞いている イ 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価にあたり、第三者の 意見を聞いている ウ 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価にあたり、第三者の もの意見は聞いている	ア 30 点 イ 20 点 ウ 10 点 ア~ウのいず れかを選択	 ○ 進捗状況の評価については、目標に対して進捗が遅れているものについて原因を分析するといった評価を行っている場合を対象とする ○ イについては、介護保険事業計画作成委員会等の場を活用するなど、幅広い関係者から意見を聞いている場合を対象とする ※ 意見を聞く場に、認知症の人やその家族が参加している場合は、アに該当する 	○ 計画の該当部分を提出○ 具体的な評価会議、打合せの内容(特に評価手法)、実施日時について簡潔に記載	第7期計画への記載が対象。 または、市町村が定める他の計画でも構わないこととする。(評価については、2019年度実績を抽握した上での評価が対象)	兼
0	認知症の理解促進に関する住民への普及啓発活動を実施しているか。	20 点	 ○ 認知症に関する講演会開催やポスター・リーフレットの作成配布、オレンジライトアップ等のイベントの実施など実施した場合に評価の対象とする。なお、単なる名義使用のみの後援や認知症サポーター養成講座の実施だけでは評価の対象としない。 ○ 単独での開催だけでなく、近隣の自治体との共同開催や都道府県が主催するイベント等の運営に参画した場合も含む。 	取組内容(実施内容と実施日)を簡潔に記載	2019 年度の取組が対象	期
<u>(9)</u>	認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。	15 点	 ○ 認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域 支援推進員の配置だけでは対象としない ○ 認知症初期集中支援チームが認知症地域支援推進員に情報提供するだけでは対象とせず、認知症切到無難員が、初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員が、支援に関わる医療・福祉の関係機関と連携し、対象者宅を訪問して医療・介護サービスといった具体的な支援につなぐ体制を構築している場合などを対象とする 	取組内容(情報連携を行う手段、その実施頻度)を簡潔に記載	2019 年度の取組が対象	推 校 避 骤

## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##		
## 20 17 00 17 00 17 00 17 00 17 00 17 00 17 00 17 00 17 00 17 00 17 00 17 00 17 00 18 0	推支進援	
	2019 年度の取組が対象	
郡市区等医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれが ある人に対して、かかりつけ医や認知症サポート医、認知 療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期が応に 繋げるための体制を構築しているか。 ア 認知症に対応できるかかりつけ医や認知症サポート医、認知 症疾患医療センター等の認知症の医療に関する相談窓口の周知 を行っている。 イ もの忘れ相談会などの実施によりスクリーニングを行ってい る り 認知症ケアバスを作成し、関係者間で連携ルールを策定し、活 用している。	構築している体制の概要を簡潔に記載	
郡市区等医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げるための体制を構築しているか。 ア 認知症に対応できるかかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾患医療センター等の認知症の医療に関する相談窓口の周知を行っている。 イ もの忘れ相談会などの実施によりスクリーニングを行っている。 ウ 認知症ケアパスを作成し、関係者間で連携ルールを策定し、活用している。		//// // // // // // // // // // // // /
郡市区等医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のある人に対して、かかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾療となっ、 療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対験できるかかりつけ医や認知症の医療に関する相談窓口のを行っている。 イ もの忘れ相談会などの実施によりスクリーニングを行うる行っている。 イ もの忘れ相談会などの実施によりスクリーニングを行うる のを行っている。 オ ものこれる談別症の医療に関する相談窓口のを行っている。 日にいる。	各	
(4)	都市区等医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のある人に対して、かかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾療化ンター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対繋げるための体制を構築しているか。 ア 認知症に対応できるかかりつけ医や認知症サポート医、症疾患医療センター等の認知症の医療に関する相談窓口のを行っている。 イ もの忘れ相談会などの実施によりスクリーニングを行うる 認知症ケアパスを作成し、関係者間で連携ルールを策定し用している。	

	地域における認知症高齢者支援に係る以下の取組を行っている		〇 イについて、都道府県が構築している体制と連	取組内容を簡潔に記載。	2019 年度の取組が対象	推進
	か。		携している場合や他の自治体と広域的に実施して	また、認知症地域支援推進員が事業の開始又は実		
			いるものも対象	施に関わる企画・立案・調整を行っている場合には、		
	ア 認知症カフェの設置、運営の推進	ア 10 点	O ウについて、いずれかの取組を開催している場合を評価の対象とする。	その内容も簡潔に記載すること。		
	イ 認知症の人の見守りネットワークなどの体制の構築	イ a10点				
	a 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかわる企	b 5 点				
	画・立案・調整を行っている。	a又はbのい				
		ずれかを選択				
(L	b 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企					
<u>0</u>	画・立案・調整を行っていない。	ウョ20点				
		b15 点				
	ウ 本人ミーティング、家族介護者教室の開催やピアサポーター	a又はbのい				
	による活動の支援	ずれかを選択				
	a 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企					
	画・立案・調整を行っている。	ア~ウ複数選				
		択可				
	b 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企					
	画・立案・調整を行っていない。					
	認知症サポーターを活用した地域支援体制の構築が行えている	۲	○ チームオレンジという名称を使っているか、ま	○ 養成講座、ステップアップ講座の実施日、取組	2019 年度の取組が対象	推進
	か。	a 20 点	た、国の財政支援を受けているかにかかわらず、	内容を記載すること。		
		b 15点	市町村が関与する取組であって、ステップアップ	〇 アの a については、認知症地域支援推進員が事		
	ア 認知症サポーター養成講座の受講者のうち希望者を具体的な		講座その他の実際の活動につなげるための研修を	業の開始又は実施に関わる企画・立案・調整を行		
	活動に繋げる仕組みの構築		受講した認知症サポーター等が認知症の人やその	っている場合には、その内容も簡潔に記載するこ		
(a 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企	イ 40 点	家族のニーズを把握し、これを踏まえた具体的な	لدُ		
9	画		支援を行っている場合は、ウの評価の対象とする。	〇 イについては、取組内容に加えて支援ニーズの		
	b 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企	アスはイのい	〇 上記に該当しない認知症サポーターの活動(例	把握方法及びその内容を簡潔に記載すること。		
	画・立案・調整を行っていない。	ずれかを選択	えば、ステップアップ講座等を受講していない認			
	イ ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チ	(アを選択し	知症サポーターの活動やステップアップ講座等を			
	一ムを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体	た場合は、a	受講しているが一般向けの普及啓発活動だけを行			
	的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ等)の構築	又はものいず	っている場合など)はア又はイの評価の対象とす			
		と かを 遅 却)	7			

活支援
日第年
牙子
介護予
\sim

株式の中央の対象性の対象性を対して対象が対象性との対象が、	ļ				
### 100 ###		推 友 選 漿	推攻選緩。		推 故 滅 ・
通いの場への 6 成 以上 10 万 5 か 10 年 5 か 10 年 5 か 10 年 5 か 10 上	前年度実績(調査時点)	2019 年度の取組が対象	田	119 年度又は 2020 年度 の取組が対象	2020 年度.
	介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) の実施状況に関する調査の回答から、厚生労働省で算出※65歳以上の高齢者人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を使用に基づく人口、人口動態及び世帯数」を使用	(抽出方法や訪問方法等)		アについて 取組内容を簡潔に記載 イについて 仕組みの概要を記載	
通いの場への 66 歳以上の方の参加者数はどの程度か ((通いの場の参加率=通いの場の参加者実入数/高齢者人口] 等) 7 週一回以上の通いの場への参加率 全保険者の上位3割 全保険者の上位8割 大角一回以上の通いの場への参加率 全保険者の上位8割 全保険者の上位8割 本保険者の上位8割 本保険者がの上位8割 本保険者の上位8割	通いの場の定義は以下のとおりとする 【介護予防に資する住民主体の通いの場】 ・ 体操や趣味活動等を行い介護予防に資す ・ 面町村が判断する通いの場であること ・ 運営主体は、住民であること ・ 通いの場の運営について、市町村が財政 援(地域支援事業の一般介護予防事業、地 援事業の任意事業、市町村の独自事業等) っているものに限らない ※ 「主な活動内容」及び「参加者実人数 把握しているものを計上すること	汝の		後期高齢者医療保険の担当部門と連携して取り組んでいる場合に対象とする。	国民健康保険や健康増進の担当部門と連携して、現役世代の生活習慣病対策と介護予防の取組を一体的に企画・立案したり、一体的に普及・啓発の取組を行っている場合に評価の対象とする
通いの場への 65 歳以上の方の参加海 場への参加率 = 通いの場の参加率 = 通いの場の参加率 a 全保険者の上位 1割 b 全保険者の上位 3割 c 全保険者の上位 5割 c 全保険者の上位 8割 c 不成 60 c 会保険者の上位 8割 c 全保険者の上位 8割 c 会保険者の上位 8 c 会 c 会 c 会 c 会 c 会 c 会 c 会 c 会 c 会 c	7 a及びイa	30 点	各5点複数選択可	各 10 点複数選択可	20 点
		リーチを実施している	める体制を構築して況を把握している。	いるか。 指導・口腔ケア等を実 踏まえて医療機関等に 3みを構築している	組を実施しているか。

	推 接 ·	推 友 選 選	推 友 選	推 支 鎖 ^競	推 友 選 聚	推 发 援
	2019 年度の取組が対象	2019 年度の取組が対象	迅	ア、イ、エ が対象 ウ 2019年 (予定)の取済 度契約で事業場合も含む)	2019 年度の取組が対象	2019 年度の取組が対象
関係団体との連携による専門職の関与の仕組みが構築されてい るか。 ア 医師会等の関係団体と連携して介護予防を進める体制を構築 している イ 医療機関等が通いの場等への参加を促す仕組みを構築してい 高い金が国際団体と連携して小選予防を進める体制を構築してい を原始会等の関係団体と連携により、介護予防の場にリハビリ 下・ション海副支援事業等) ・ 地域の多様な主体と連携しているか。 地域の多様な主体と連携しているか。 ・ 地域の多様な主体と連携しているか。 ・ 地域の多様な主体と連携しているか。 ・ は、多様な主体が行う通いの場等の取組・参加状況を把握してい を加めの影性を実施しているか。 ・ 一 参加が後のの場で提供しているか。 ・ 一 参加が後のの場合の現代に応じて報酬を支出の成果にないる ・ 一 参加が後のの必要を確認している。 ・ 一 参加が後のの必要を行うしているが。 ・ 一 参加を表施しているか。 ・ 一 参加が後のの必要を行うでしているか。 ・ 一 参加が後のの必要を行うしているが。 ・ 一 参加を表施しているが。 ・ 一 参加を表施しているが。 ・ 一 参加をのの必要を持つするのが発生に応じて報酬を支払の環準の関係を課題である。 ・ 一 参加者のの必要とあるの表をでは、一 を	アについて 具体的な連携先 イについて 仕組みの概要を	ш		アについて 取組内容を簡潔に記載 イについて 取組内容を簡潔に記載し、 出 ウについて 事業内容を簡潔に記載し、 を提出 エについて エについて を提出 を提出	把握した課題を簡潔に記載	(データベース化されている項目等)
関係団体との連携による専門職の関与の仕組みが構築されているか。 「医師会等の関係団体と連携して介護予防を進める体制を構築している。 「医療機関等が通いの場等への参加を促す仕組みを構築している。 医師会等の関係団体との連携により、介護予防の場にリハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設け実行しているか。(地域の多様な主体と連携しているか。 「世域の多様な主体が行う通いの場等の取組・参加状況を把握している。(地域)の多様な主体が行う通いの場等の取組・参加状況を把握している。 「大多様な主体が行う通いの場等の取組・参加状況を把握している。 「大多様な主体が行う通いの場等の取組・参加状況を把握している。」 「大多様な主体の提供する予防プログラムを通いの場等で提供している。」 「大路を加雪の心身が等の成果に応じて報酬を支払う成果連動型の委託を実施しているか。」 「大路予防の取組に係る課題」、分析している。 「大路予防の取組を行っている。」 「大路予防の取組に係る課題」、分析している。 「大路予防のかアブランや要介護認定の調査表等を確認して課題。 「大路予防のアブランや要介護認定の調査表等を確認して課題の把握を行っている。」 「大路予防のアブランや要介護認定の調査表等を確認して課題の把握を行っている。」 「大路予防のアブランや要介護認定の調査表等を確認して課題の把握を行っている。」 「大路予防のアブラント要の決定ができな適して課題の把握を行っている。」 「大路予防のアブラント等の利用を含め既存のデータベースを活用して課題の把握を行っている。」 「株年的な分析を可能がなるよう、通いの場の参加者の健康状態。等をデークベース化しているか。	アについては、医師会等の関係団体と連携・ 取組の企画段階からの専門職の関与・ 定期的な研修会等の開催等の体制構築等を行っている場合に対象とする。	地域リハビリテーショ て、医師会等の関係団体 (通いの場、地域ケア会ョン専門職等が関与するに評価の対象とする 一般介護予防事業を則い。	アについては、地域の自治会や医療・介護等関係機関、NPO法人、民間サービス・大学等の多様な主体と連携して介護予防の取組を進めるための協定の締結、会議体の設置、情報共有の仕組みなどの体制を構築している場合に対象とする。※・上記⑧の団体を除く	 ○ アについては、多様な主体への事業の委託又は 連携した取組を行っている場合に対象とする。 ※ 委託等の実施にあたっては、医師会等の関係団体や地域包括支援センター等の意見を聴くなど、適切な委託等を行うことが重要である。 ○ イについては、取組の前後に参加者の心身・認知機能等を把握し、データの管理・分析を実施している場合に対象とする。 ○ ウについては、多様な主体と成果連動型の委託契約を結び、介護予防に資する事業を実施している場合に対象とする。 ○ ロについては、少に係る事業における心身・認知機能等に係る目標を達成している参加者の割合が大きい場合に評価の対象とする。(〇%は分布を踏まえ、厚生労働省において設定) 	村の職員が、窓定の調査表いステム等限で、ステム等限で、介護を開めて、小のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、対象とするに対象とす	高齢者の状態について、データベース化を行い、 経年的な評価や分析等ができる環境が整備されてい る場合に評価の対象とする。
関係団体との連携による専門職の関与の仕組みが構築されるか。 7 医師会等の関係団体と連携して小護予防を進める体制を 1 ている 7 医療機関等が通いの場等への参加を促す仕組みを構築しる 5 医師会等の関係団体と連携して小護予防を進める体制を構 でいる 7 地域の多様な主体と連携しているか。 7 地域の多様な主体と連携しているか。 7 地域の多様な主体と連携しているか。 7 地域の多様な主体と連携しているか。 7 多様な主体が行う通いの場等の取組・参加状況を把握したいる 5 本の取組を実施しているか。 7 多様な主体が行う通いの場等の取組・参加状況を把握したいる 7 かくな主体の提供する予防プログラムを通いの場等で提びでいる 7 多様な主体が過失が多い。 7 多様な主体が過失の心身・認知機能等のブータを管理・分析しているが。 7 多様な主体の近異でいるが。 7 多様な主体の近代する予防プログラムを通いの場等で提びいる。 6 か出者の心身な善等の成果に応じて報酬を支払う成果運の委託を行っているか。 7 か護予防におけるデータ活用により、介護予防の取組に係題の把握を行っているか。 7 が護予防におけるデータ活用により、介護予防の取組に係題の把握を行っているか。 8 かまののの以上が心身・認知機能等を改善している 4 KNB や見える化システム等の利用を含め既存のデータベやシステムを活用して課題の把握を行っている。 4 KNB を見える化システム等の利用を含め既存のデータベやシステムを活用して課題の把握を行っている。 4 経年的な分析を可能がなるよう、通いの場の参加者の健康等等をデークペース化しているか。	ア 20 点 イ 10 点 複数選択可	20 点	各 10 点複数選択可	ア及びイ 各 10 点 ウ及びエ 各 5 点 複数選択可	ア 8点 イ 7点 複数選択可	20 点
	関係団体との連携による専門職の関与の仕組みが構築されるか。 るか。 ア 医師会等の関係団体と連携して介護予防を進める体制を している イ 医療機関等が通いの場等への参加を促す仕組みを構築しる		地域の多様な主体と連携しているか。 ア 地域の多様な主体と連携して介護予防 ている イ 多様な主体が行う通いの場等の取組・る	社会福祉法人・医療法人・NPO・民間 予防の取組を実施しているか。 ア 多様な主体の提供する予防プログ ている イ 参加前後の心身・認知機能等のデーウ 参加者の心身改善等の成果に応じの多託を実施している エ 参加者の〇%以上が心身・認知機能	介護予防におけるデータ活用により、介護予防の取組に 題の把握を行っているか。 ア 介護予防のケアプランや要介護認定の調査表等を確認 題の把握を行っている イ KDB や見える化システム等の利用を含め既存のデータ やシステムを活用して課題の把握を行っている	経年的な分析を可能がなるよう、通 等をデータベース化しているか。

	推 K 職	推 送 援	推 衣 渔 搦	推 技 選 採
第10年を発出しているか。				
15点	(手法や規模等)	評価の仕組みがわかる資料を提出	 アについて 取組内容を簡潔に記載 イについて 中にいる者の数を記載 ウについて データベースの概要を記載 エについて 参加者総数と心身・認知機能等を維持改善した者の数を提出 の数を提出	事業が新規であること、予定の場合も、同様
通いの場の参加者の健康状態等の把握・分析により、通いの場の 利果分析を実施しているか。 自立支援・重度化防止に取り組む介護サービス事業所に対する 評価を実施しているか。 高齢者の社会参加を促すため個人へのインセンティブを付与しているか。 イ 高齢者のポイント事業参加率が当該地域の高齢者全体のO割を超えているか。 ウ ポイント事業参加者の健康状態等のデータベース化を実施しているか。 エ ポイント事業参加者のの処以上が心身・認知機能等を維持改善といるか。 エ オイント事業参加者のの%以上が心身・認知機能等を維持改善としている。 第している。 7 被保険者一人当たり新規事業費が上位5割以上 イ 新規事業を実施(ア以外)	場析 わ※ も	利用者の自立支援・重度化防止に取り組む介護サ ービス事業所を評価する仕組みを設けている場合に 対象とする。	アについては、高齢者の社会参加を促すたれるようというは、 1 の場合に対する。 1 を与える事業(ボランティア活動に対してポイを与える事業(ボランティア活動に対してポイを与える事業(ボランティア活動に対してポイクを与える事業(ボランティア・アイント)は、 2 ので評価 一般介護予防事業を財源とする取組に限らい。 1 の間を超れている場合に対象とする。 1 ので管理・分析しているデータについて、 2 の割及びの%は、分布を踏まえ、厚生労働おいて設定	総市保一リ 開上
通いの場の参加者の健康状態等の把握・分析に効果分析を実施しているか。 自立支援・重度化防止に取り組む小護サービ 評価を実施しているか。 高齢者の社会参加を促すため個人へのインセ ているか。 ア 参加ポイント事業を実施しているか イ 高齢者のポイント事業参加率が当該地域の引 を超えているか ロ ポイント事業参加者の健康状態等のデータ ているか エ ポイント事業参加者の健康状態等のデータ ているか エ ポイント事業参加者の健康状態等のデータ ているか エ ポイント事業参加者の健康状態等のデータ ているか エ ポイント事業参加者の健康状態等のデータ ているか エ ポイント事業参加者の健康状態等のデータ ている。 デ	15 点	20 点	各 10 点 複数選択可	ア 40 点 イ 20 点 いずれか骸当 したら得点
1 (st) (to)		自立支援・重度化防止に取り組む介護サービ評価を実施しているか。	て アイ ウ エ高い を を て 著	2020 年度予算において、介護予防・健康づく を導入している。 ア 被保険者一人当たり新規事業費が上位5割1 イ 新規事業を実施(ア以外)

交付金 区 推 進 支援 推進 支援 推進 推進 (予 2020 年4月1日時点におけ 2019 年度又は 2020 年度 2019 年度又は 2020 年度 2019 年度又は 2020 年度 坬 る配置状況が対象 定)の取組が対象 定)の取組が対象 定)の取組が対象 欪 市町村の生活支援コーディネーターの総数及び当 該総数のうち地域ケア会議に1回以上出席した者の 数を記載 日常生活圏域数と第1層、第2層に専従で配置されている生活支援コーディネーター数を記載 報告様式への記載事項・提出資料(予定) イについて 協議会の要綱等を提出 ア、ウ、エについて 具体的な取組内容を簡潔に記載 実施内容を簡潔に記載 0 0 る。
) ウは移動支援(訪問型サービスD)のほか、住民主体による支援(訪問型又は通所型サービスB)を対象とする) エは公共交通部局担当者が高齢者の移動支援に 関する協議の場に参加することで、ニーズが共有 される場合も評価の対象とする。) 小規模市町村など1層と2層の圏域の区別がない場合は、日常生活圏域数は1を、生活支援コーデ 「O割」は分布を踏まえ、厚生労働省において決 全て(1層及び2層)のコーディネーターが対象 地域ケア会議は、地域ケア個別会議、推進会議の 〇 イは市町村自らが設置したもののみを対象とす ○ 常勤・非常勤は問わない○ 厚生労働省において保険者を規模別に区分し、 日常生活圏域当たりの専従生活支援コーディネー ター数を計算し上位〇割に得点 ィネーター数は実人数を記載する 坬 別を問わない 0 0 0 00 アスはイのい ずれかを選択 複数選択可 15 点 10 点 点点点点 各5点 複数選択 丰 配点 7 8 2 20 $F \nearrow$ ΥウH 半数以上の生活支援コーディネーターが1回以上参加してい 一体的な支援を市町村として実施している 市町村において居住支援協議会を設置している。 介護予防・生活支援サービス事業による移動支援を実施してい . 介護保険担当職員や生活支援コーディネーターが公共交通に 関する協議の場に参加し、把握している高齢者の移動ニーズを共 回以上参加してい としての支援を行っ まいの確保と生活の する支援を実施 加しているか 生活支援コーディネーターからの相談の受付地域の関係者への説明(同行等の支援を含む)活動方針・内容の提示生活支援コーディネーターの活動の定期的な進捗確認 ているか **一に対して出門柱** 全ての生活支援コーディネーターが1 高齢者の住まいの確保・生活支援、移動に関 いるか。 生活支援コーディネーターが地域ケア会議へ参 生活に困難を抱えた高齢者等に対する住 を専従で配置し 丰 笳 生活支援コーディネータ ているか。 Ŕ 生活支援体制の整備 生活支援コ している 160 16 Н アイウェ 1 イウ 1 (9) Θ \odot \odot 4

・改善の状況等	
要介護状態の維持	
(7	

	交付金 区分	推摄道	推摄道	推接进
	時点	(ア) 2019年1月→2020年1 月の変化率 (イ) 2019年1月→2020年1 月と 2018年1月→2019年 1月の変化率の差	(ア) 2019年1月→2020年1 月の変化率 (イ) 2019年1月→2020年1 月と2018年1月→2019年 1月の変化率の差	(ア) 2019年1月→2020年1 月の変化率 (イ) 2019年1月→2020年1 月と2018年1月→2019年 1月の変化率の差
	報告様式への記載事項・提出資料(予定)	 ○ 厚生労働省において統計データを使用 ○ 厚生労働省でデータが把握できない場合、対象外となるが、独自に計算した値を提出した場合には対象とすることとする ○ なお、要介護認定は、被保険者本人の心身の状態や介護の手間を丁寧に把握した上で、介護サービスの必要度を判定する重要なプロセスであり、全国一律の基準に基づき実施される必要があるため、当交付金における評価を考慮し、要介護認定が行われることは不適切であることについて留意されたい 	 ○ 厚生労働省において統計データを使用 ○ 厚生労働省でデータが把握できない場合、対象外となるが、独自に計算した値を提出した場合には対象とすることとする ○ なお、要介護認定は、被保険者本人の心身の状態や介護の手間を丁寧に把握した上で、介護サービスの必要度を判定する重要なプロセスであり、全国一律の基準に基づき実施される必要があるため、当交付金における評価を考慮し、要介護認定が行われることは不適切であることについて留意されたい 	 ○ 厚生労働省において統計データを使用 ○ 厚生労働省でデータが把握できない場合、対象外となるが、独自に計算した値を提出した場合には対象とすることとする ○ なお、要介護認定は、被保険者本人の心身の状態や介護の手間を丁寧に把握した上で、介護サービスの必要度を判定する重要なプロセスであり、全国一律の基準に基づき実施される必要があるため、当交付金における評価を考慮し、要介護認定が行われることは不適切であることについて留意されたい
	留意 点	年齢調整の上、評価	年齢調整の上、評価	年齢調整の上、評価
	配点	アa及びイa 名 20 点 アb及びイb 各 15 点 ろ 20 点 ア 4 及びイ d 名 5 点 か 5 方 し より 上位 と なった 方で 得 点	アa及びイa 各20 点 アb及びイb 各15 点 アc及びイc 名10 点 アd及びイd 各5点 とより上位と なった为で得	アa及びイa 各 20 点 アb及びイb 各 15 点 アc及びイc 各 10 点 アd及びイd 名 5 点 かった方で得 点
/ 女儿 暖小彩 心脏 计,以 带 心 小 心 讳	指標	軽度【要介護 1・2】 (要介護認定等基準時間の変化) 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化 化率の状況はどのようになっているか。 ア 変化率の状況 a 全保険者の上位 3割 c 全保険者の上位 5割 d 全保険者の上位 1割 b 全保険者の上位 3割 イ 変化率の差 a 全保険者の上位 3割 c 全保険者の上位 3割 c 全保険者の上位 3割 d 全保険者の上位 3割 b 全保険者の上位 3割 c 全保険者の上位 3割 d 全保険者の上位 3割	軽度【要介護1・2】 (平均要介護度の変化) 一定期間における要介護認定者の平均要介護度の変化率の状況 はどのようになっているか。 ア 変化率の状況 a 全保険者の上位1割 b 全保険者の上位3割 c 全保険者の上位8割 イ 変化率の差 a 全保険者の上位1割 b 全保険者の上位1割 b 全保険者の上位3割 c 全保険者の上位3割 d 全保険者の上位3割 d 全保険者の上位3割 e 全保険者の上位3割 d 全保険者の上位3割	中重度【要介護3~5】 (要介護認定等基準時間の変化) 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化と 化率の状況はどのようになっているか。 ア 変化率の状況 a 全保険者の上位3割 c 全保険者の上位8割 イ 変化率の差 a 全保険者の上位1割 b 全保険者の上位3割 c 全保険者の上位6割 d 全保険者の上位5割 d 全保険者の上位5割 d 全保険者の上位5割 d 全保険者の上位5割
		Θ	@	<u>⊚</u>

					F	
<u>4</u>	中重度【要介護3~5】 (平均要介護度の変化) 一定期間における要介護認定者の平均要介護度の変化率の状況 はどのようになっているか。 ア 変化率の状況 a 全保険者の上位3割 c 全保険者の上位5割 d 全保険者の上位5割 d 全保険者の上位1割 b 全保険者の上位3割 c 全保険者の上位3割 d 全保険者の上位3割 d 全保険者の上位3割 d 全保険者の上位3割 d 全保険者の上位3割 d 全保険者の上位3割	アa及びイa 今 20 点 アb及びイb 各 15 点 アc及びイc 各 10 点 アd及びイd か5 点 かったが高 たった方で得 点	世間 器の上、計価 は 関係 の 上、 計価 は に は に は に は に は に は に は に は に は に は	○ 厚生労働省において統計データを使用 ○ 厚生労働省でデータが把握できない場合、対象 外となるが、独自に計算した値を提出した場合に は対象とすることとする ○ なお、要介護認定は、被保険者本人の心身の状態 や介護の手間を丁寧に把握した上で、介護サービスの必要度を判定する重要なプロセスであり、全国一律の基準に基づき実施される必要があるため、当交付金における評価を考慮し、要介護認定が行われることは不適切であることについて留意されたい	(ア) 2019 年1月→2020 年1 月の変化率 (イ) 2019 年1月→2020 年1 月と2018年1月→2019年 1月の変化率の差	推 援 進 · 友
(i)	健康寿命延伸の実現状況 要介護と以上の認定率、認定率の変化率の状況はどのようになっているか。 ア 認定率 a 全保険者の上位 1割 b 全保険者の上位 5割 c 全保険者の上位 8割 イ 認定率の変化率 a 全保険者の上位 1割 b 全保険者の上位 1割 c 全保険者の上位 3割 c 全保険者の上位 3割 d 全保険者の上位 3割 d 全保険者の上位 3割 d 全保険者の上位 5割	アa及びイa	年齢調整の上、評価	 ○ 厚生労働省において統計データを使用 ○ 厚生労働省でデータが把握できない場合、対象外となるが、独自に計算した値を提出した場合には対象とすることとする ○ なお、要介護認定は、被保険者本人の心身の状態や介護の手間を丁寧に把握した上で、介護サービスの必要度を判定する重要なプロセスであり、全国一律の基準に基づき実施される必要があるため、当交付金における評価を考慮し、要介護認定が行われることは不適切であることについて留意されたい ○ また、今後、指標1②において、要介護度別認定率の過去のトレンドについて分析するとともに、他の保険者のトレンドとも比較して、乖離がある場合には要因分析を行うこと等を求めることを検討している。 	(ア) 2020 年 1 月の認定率 (イ) 2019年 1 月と 2020年 1 月の変化率	推 聚 · ·

皿 介護保険運営の安定化に資する施策の推進(1) 介護給付の適正化等

	交付金区分	兼	兼	期	期	期
	時点	2019 年度の取組が対象	2019 年度の取組が対象	2019 年度の取組が対象	2019 年度の取組が対象	2019 年度又は 2020 年度 (予定) の取組が対象
	報告様式への記載事項・提出資料(予定)	主要5事業のうち実施している事業を記載(選択式)	実際の数値を記載することとする	実施率を記載	全件の点検を実施している帳票名と件数を記載	具体的な事業名及びその概要を簡潔に記載
	留 意 点	○ 主要5事業の内訳・ 要介護認定の適正化・ ケアプランの点検・ 住宅改修等の点検・ 縦覧点検・医療情報との突合・ 介護給付費通知	○ ケアプラン点検は、地域支援事業の任意事業(介護給付等費用適正化事業)及びその他の枠組みで行われるケアプラン点検を指し、「居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業所からの提出、又は事業所への訪問等による保険者の視点からの確認及び確認結果に基づく指導等を行う」ものをいう ○ ケアプラン数は自治体では把握していないため、介護保険事業状況報告(月報)第3-2-1表の2019年4月サービス分から2020年2月サービス分における介護予防支援・居宅介護支援サービス分とおける介護予防支援・居宅介護支援サービス数とする	実施率は、取組の対象とした1年間の出力件数のうち点検した件数の割合とする	縦覧点検 10 帳票のうち、取組の対象とした1年間に出力された全件の点検を実施している帳票の数とする	
	配点	ア 20 点 イ 15 点 ウ 10 点 いずれか選択	ア 20 点 イ 15 点 ウ 10 点 エ 5 点 いずれかに該 当すれば得点	ア 5点 イ 4点 ウ 3点 エ 2点 いずれかに該 当すれば得点	ア 15 点 イ 10 点 ウ 5 点 ア~ウのいず れか選択	全て該当 15点 いずれか 2つ12点 いずれか 1つ10点
1 / 기교사 II (시원 4 · I 다 작	指標	介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、いくつ実施しているか。	アイウェ	医療情報との突合結果をどの程度点検しているか。(全保険者の上位を評価)ア 上位1割ウ 上位3割エ 上位8割	縦覧点検 10 帳票のうち、いくつの帳票の点検を実施しているか。ア 5 帳票以上イ 4 帳票ウ 3 帳票	福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。 ア 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行うイ 福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがあるウ 賞与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある
-[\overline{igophi}	⊗	<u>©</u>	4	(in)

		_	
期	推	乗	期
2019 年度又は 2020 年度 (予定) の取組が対象	2019 年度又は 2020 年度 (予定) の取組が対象	2019 年度末の状況が対象	2019 年度又は直近 3 カ年の平均
具体的な事業名及びその概要を簡潔に記載	契約等の確認を含む、不適切な介護保険サービスの提供の可能性がある事例の抽出方法及び指導内容又は都道府県への情報提供の内容を記載	○ 厚生労働省において「ぴったリサービス」を確認 ○ 2021 年度指標においては、各保険者の介護ワン ストップサービスの対象手続を1以上、「ぴったリ サービス」上でオンライン申請対応している場合 のみを評価することを検討。	実地指導の実施率(2019 年度又は 2017~2019 年度の3 カ年の平均値のいずれを使ったか記載) (実施数:対象事業所数)
建築専門職、リハビリテーション専門職等に福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上の資格を有する者も含む			 ○ 既に指定されている介護サービス事業所について、指定の有効期間である6年のうちに実地指導が行われていることが対象 ○ 原則として2019年度の実績とするが、事業所数や実地指導計画等は地域の実情に応じて異なるものであるため、2017年度から2019年度の3カ年平均値又は2019年度実績のいずれかで確認する
2つ該当 15点 いずれか 1つ 10点 複数選択可	10 点	10 点	ア 10 点 イ 5点 ア又はイのい ずれかを選択
住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門 職等が適切に関与する仕組みを設けているか。 ア 被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村にお ける審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等によ り点検を行う仕組みがある イ 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅を リハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みが ある	有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、家賃 や介護保険外のサービス提供費用等の確認や、介護相談員等の外 部の目による情報提供等に基づき、不適切な介護保険サービスの 提供の可能性がある場合は、利用者のケアプランの確認等を行い、 必要な指導や都道府県への情報提供を行っているか。	介護ワンストップサービスの対象手続を「ぴったりサービス」上で検索できるように登録している、又は、各保険者の介護ワンストップサービスの対象手続を1以上、「ぴったりサービス」上でオンライン申請対応しているか。	所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に一回 (16.6%) 以上の割合で実地指導を実施しているか。 ア 実地指導の実施率 (実施数÷対象事業所数) が 33.3% (3年11回) 以上 イ 実地指導の実施率 (実施数÷対象事業所数) が 16.6% (6年に1回) 以上
©	(C)	©	6

唑	
材の確保	
6	
_	
小輩	
<=	
_	

7	4 / 川茂人刊 57年1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	指 標	显	留意点	報告様式への記載事項・提出資料(予定)	蓝	交付金 区分
Θ	介護保険事業計画に、介護人材の確保・資質の向上、業務の効率 化・質の向上に関する事項を位置付けているか。	20 点	介護保険事業計画に、介護人材の確保・資質の向上、業務の効率化・質の向上に関する事項をすべて位置付けている場合に評価を行う。	介護保険事業計画の該当部分を提出	第7期計画が対象	推
©	介護人材の確保に向け、介護サービス事業者・教育関係者等と連 携して行う取組等の実施	20 点	取組の例として、教育委員会と連携した進路指導 担当の教員への働きかけ、介護現場における学生の 体験事業や実習の実施等が想定される	具体的な取組内容を記載	2019 年度の取組が対象	推進
<u>@</u>	介護人材の定着に向けた取組の実施	20 点	取組の例として、介護職員のケア技術の向上の取組や研修、職員が結婚や子育てをしていても働き続けられるような環境の整備に向けた取組、職員の職場での悩みを受け付ける相談窓口の整備や研修等が想定される	具体的な取組内容を記載	2019 年度の取組が対象	乗
4	介護に関する入門的研修を実施しているか。	10 点		研修の概要、回数等の実績・予定を簡潔に記載	2019 年度又は 2020 年度 (予定) の取組が対象	推進·支援
(D)	ボランティアポイントの取組を実施しているか。	10 点	ボランティアポイントの取組とは、担い手確保に 向けた取組とする	取組の内容を簡潔に記載	2019 年度又は 2020 年度 (予定) の取組が対象	推進·支援
9	介護施設と就労希望者とのマッチングに取り組んでいるか。	10 点		取組の内容を簡潔に記載	2019 年度又は 2020 年度 (予定) の取組が対象	推進·支援
©	介護助手等の元気高齢者の就労的活動の促進に取り組んでいる か。	10 点	介護助手等は、身体介護以外の支援(清掃、配膳、 見守り等)を中心とする業務に従事する者を指す	取組の概要、介護助手等の育成人数、就労人数等の実績を記載	2019 年度又は 2020 年度 (予定) の取組が対象	推進·支援
<u></u>	高齢者の就労的活動への参加者の伸び率が〇ポイント以上向上	10 点	 本指標における「就労的活動」は、有償又は無償のボランティアとしての活用を想定したものであり、賃金が支払われる労働者は含まない。また、経年変化を評価するものであるため、活動は幅広く捉えることとする。 今回は、参加者数及び活動内容を把握している場合に評価する 	把握している参加者数及び活動の内容を簡潔に記載	2019 年度又は 2020 年度 (予定) の取組が対象	# 聚 · · 女
6	文書量削減に係る取組を行っているか。 ア 「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第80号、平成30年10月1日施行)を踏まえた指定申請の提出項目削減イ 上記省令を踏まえて改訂された指定申請に関する様式例(平成30年9月28日付事務連絡)に該当する帳票について、Excelに統一した様式の活用ウ 「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」(老指発 0529第1号)の内容を反映した実地指導の標準化・効率化	7 4 点 イ 3 点 ウ 3点 数回答回	○ イについては、事務連絡以前より Excel 様式に 統一されていた場合も評価する。一部様式例を国 で見直し中であることも踏まえ、各自治体の事情 に応じて様式例を部分的に改変して使用している 場合も評価可とするが、各帳票を Excel ファイル の形式で事業者に提供していることを必須とする ○ ウについては、実施要綱の改正等により当該通 知を反映した実地指導方針を内部決定の上、計画 的に実地指導を行った場合は評価	具体的な対応方法と対応時期を記載	2019 年度の取組が対象 (ア及びイについて、2018 年度中に対応済みであった場合も対象)	期